

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：62501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2016

課題番号：15K12963

研究課題名(和文) 伝統的知識の利用と研究倫理に関する博物館資料論的研究

研究課題名(英文) A museum study on utilization of traditional knowledge and research ethics

研究代表者

内田 順子 (UCHIDA, JUNKO)

国立歴史民俗博物館・大学共同利用機関等の部局等・准教授

研究者番号：60321543

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：伝統的知識をめぐる世界知的所有権機関および「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」における議論の論点の整理をおこなった。また、博物館における伝統的知識の取り扱いに関わる実務について、オーストラリアおよびカナダの博物館で研究者たちへのインタビューを行い、先住民の地域コミュニティとの協力関係の構築の方法を調査した。

研究成果の概要(英文)：We clarified the points of discussions about the traditional knowledge in the World Intellectual Property Organization and the Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore. And we examined the methods of establishment of relationship between museums and indigenous peoples and of handling of their traditional knowledge at museums in Australia and Canada.

研究分野：民俗学

キーワード：伝統的知識 博物館

1. 研究開始当初の背景

伝統的知識（フォークロア、遺伝資源、伝統的知識を含む）の保護については、国際的な議論が行われているが、目的や保護対象、受益者といった基礎的事項に関して、先進国と発展途上国間での意見の隔たりは埋まっていない。また、この問題についての議論は、先住民の伝統的知識の保護を中心に展開しており、日本国内における議論はごく限られている。

地域共同体の生活から生まれた「伝統的知識」は、本来、その地域共同体で管理され利用されてきたものである。しかしながら、伝統的知識が本来の場を離れ、博物館の資料として所蔵されたり、または、研究者の研究対象となったりすることで、伝統的知識の利用者と管理者が異なってしまう場合がある。こうした場合、伝統的知識の利用・管理に関わる権利と責任についてはどのように考えたらよいのだろうか。

日本の民俗文化に関する資料を多数所蔵している歴史民俗系の博物館の実務の参考になるような実践や研究は、日本においてはほとんど見られないが、伝統的知識の利用者と管理者が異なってきた状況は、国外の先住民に限らず、日本の民俗文化に関わる伝統的知識にも生じている。以上により、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、民俗文化を対象としておこなわれる調査研究や研究成果の公開の際に、どのような根拠・手続きで伝統的知識の保護をはかったらよいのかについて、国際的な議論の動向や国内外の事例に基づいて検討し、伝統的知識の実践者の人権と、研究者の表現の自由の権利の双方に配慮した調査・研究のありかたを検討することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 伝統的知識をめぐる国際会議における議論の整理をおこなう。おもに、世界知的所有権機関、「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」と、そこでの議論をうけてなされる文化庁の文化審議会著作権分科会国際小委員会における議論を対象として整理する。

(2) 博物館における伝統的知識に関わる資料等をめぐる実務について、オーストラリアおよびカナダにおける先住民関連の資料・展示を有する博物館への聞き取り調査をおこなう。そして、先住民の地域コミュニティとの協力関係の構築の方法論を具体的に明らかにする。

(3) 沖縄県宮古島における伝統的知識の保護・継承について、その知識の継承の担い手に聞き取り調査をおこなう。具体的には、共同体の祭儀の担い手である神役経験者につ

いて、民俗知識の継承をめぐる問題点を整理する。

(4) 以上の調査等に基づき検討をおこなう。

4. 研究成果

(1) 世界知的所有権機関等における議論の整理

世界知的所有権機関の一般総会において設置が合意された「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会」において、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現・フォークロアの効果的な保護のための国際的な法的文書の合意に向けて議論が継続されている。しかし、伝統的知識を財産的に価値あるものとしてとらえ、それを有する地域社会に一定の経済的な還元がなされることを求めている発展途上国と、パブリックドメインとなっている伝統的知識に経済的な利益をもたらす権利を付与すべきではないと主張する先進国との間での意見の隔たりは、2016年現在、埋まっていない。

日本は、各国においてすでに確立している地域の特性や文化に合わせた保護の制度を尊重しつつ、国際的な議論の場で提言された新たな方策も加えた上で、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することが望ましいと主張している。

また、伝統的知識には、経済的に価値のあるものとしての面と、精神的に価値のあるものとの面とがあり、前者は、伝統的知識の商業的利用等による経済的利益を享受するために知的財産権の付与を求めることに関わり、また後者は、第三者による伝統的知識の利用によって精神的に傷つけられたりすることを阻止するために伝統的知識に係る知的財産権の付与を求めることに関わっている。

経済的利益の保護という観点では、既存の法制度であっても、ある程度の保護が可能であるが、精神的利益の保護については、知的財産権や慣習法に基づいて、伝統的知識の担い手が自らの意に反する第三者の利用を差し止めることはできない。

したがって、博物館活動における伝統的知識の利用の際には、伝統的知識のこの二面性についてよく理解した上で、伝統的知識の保有者との関係構築をおこなうことが重要になる。

こうした動向をふまえ、博物館と地域コミュニティとの協業によって、自国の文化・慣習に合わせた保護のありかたのモデルになるような実践例を有しているオーストラリアとカナダで調査をおこなった。

(2) オーストラリアとカナダでの調査

① オーストラリア

オーストラリア国立博物館、大英博物館、オーストラリア国立大学、オーストラリア

全土のアボリジニとトーレス海峡諸島のコミュニティとの共同プロジェクトとして開催された ENCOUNTERS 展（2015年11月27日～2016年3月28日、国立オーストラリア博物館）について、おもに先住民の地域コミュニティとの協業の方法論について、展示担当者にインタビューをおこなった。

この展示は、大英博物館が所蔵するオーストラリア先住民の初期のコレクションの里帰り展示である。

この展示のために、オーストラリア全体の先住民コミュニティから、博物館、文化遺産、歴史、展示等の経験を有するメンバーが招かれて先住民諮問委員会 (Indigenous Reference Group) が置かれた (2011年～)。

博物館のスタッフは、展示する個々の資料が関わる 27 の地域コミュニティの長老および文化的知識を持つ人々とともに、その資料について調査・研究を実施し、映像等で記録が作成された。

このように、この展示は、博物館スタッフと地域コミュニティとの強力なパートナーシップにより実現したものである。先住民にとっては、自分たちの先人の手になる資料について学び、それとのつながりを再構築する機会となった。また博物館にとっては、先住民コミュニティとの協業についてのすぐれた実践例を提供する機会となった。

資料の調査プロセスにおいて記録された映像は、展示において資料と関連付けられて上映され、また、映像内で語られている内容はすべてテキスト化され、映像の字幕として、また、展示の解説として活用されていた。そして、個々の名前の表示に至るまで、何を展示し何を展示しないのか、ということについて、先住民コミュニティとの協業の中で検討されていた。

また企画展終了後も、国立オーストラリア博物館のウェブサイト上では、本展示の概略だけでなく、展示に使用された数多くの映像や、企画展示中に展示に寄せられたコメント等を現在も見ることができるだけでなく、今もコメントを書き込むことができる。博物館や展示、資料についての考えを、先住民コミュニティ、研究者、全オーストラリアの人々と共有することへの持続的な配慮が見られる点は、優れた実践例と言えよう。

②カナダ

ケベック美術館、ヒューロン・ウェンダット博物館、文明博物館、アベナキ博物館という、ケベック州における性格の異なる複数の博物館で調査をおこない、それぞれの博物館の先住民関連の展示について、おもに先住民コミュニティとの協業の方法について調査をおこなった。

ここでは、国立博物館である文明博物館、地域博物館としては、ケベック州の先住民博物館のパイオニアとされるアベナキ博物館と、2008年にオープンしたヒューロン・ウェ

ンダット博物館について述べる。

【文明博物館】

文明博物館では、2013年にオープンした常設展示「私たちの歴史」を構築する際の先住民との協業について調査をした。

この常設展示構築の実行プロセスに先住民が関与できる仕組みをつくるため、文明博物館は、ケベック州の先住民とイヌイトの各コミュニティの代表者で構成される諮問会議立ち上げ、協議方法を策定した。

この常設展示は、ケベック州の先住民とイヌイトの各コミュニティのほか、先住民の研究・デザイン創作・文化センターの機能を有する非営利機関 La Boîte Rouge vif の協力を得てつくられた。18のコミュニティから500名がさまざまな活動に参加したという。

具体的には、博物館スタッフは、先住民コミュニティを訪ね、展示への協力者である彼らが展示で何を見たいのかについて、年長者、若者、さまざまな市民グループと話し合いをもった。それによって、先住民コミュニティ側の要望や重要な点がわかり、また、新たに、写真や映像、資料を収集することにつながった。それについての報告書がまとめられ、先住民協力者へ報告される過程を経て、展示の内容が、先住民が参加する作業部会で検討された。

その検討によって、展示が6つの主要テーマに編成されたあと、博物館スタッフと La Boîte Rouge vif で手直しがされ、先住民の参加によって展示資料の選択などがなされるとともに、先住民の作家によってシナリオが作成された。

また、展示を実現するプロセスとして、重要テーマを先住民コミュニティに紹介するために、地域の先住民の文化センターでの巡回展示がおこなわれた。

このように、くり返し先住民コミュニティとのやりとりを重ね、展示構築のすべてのプロセスを先住民とともに進めるアプローチ方法は、同館が公開している博物館の指針にも明確に示されている。

この指針は、日本の地域文化に関する資料を有する歴史民俗系の博物館にとっても参考になると考えられるので、抜粋して示す。

(一般的ガイドライン)

目標：

本指針の一般ガイドラインは1988年以来、先住民の有形遺産と無形遺産の保護および奨励を目的として文明博物館が実施する対策の基礎となっている。文明博物館のチームは、常に先住民のパートナーや機関と緊密に連携して博物館プロジェクトに取り組んでいる。

ビジョンおよび価値観：

文明博物館は本指針によって結果的に以下の意図を認める。

先住民族のアイデンティティの保護と促進のために、**文明博物館**を先住民族の特権パートナーとする。

先住民族の現状、遺産、文化を広く知らしめるよう支援し、この知識の普及を支援する。

先住民族に関わる**文明博物館**の活動やプロジェクトに、先住民族が参加できるようにする。

共有と親善を奨励するために、先住民族と協力してプロジェクトを策定する。

先住民族の有形・無形文化遺産の形態を保存、普及し、利用可能な状態にする。

以下の価値を向上させる。

- ・知識の伝達、共有、構築。
- ・継続性：先住民族と非先住民族の両方を含めた未来の世代のために、文化遺産を残すこと助力する。
- ・先住民族の文化的多様性の尊重
- ・透明性、品位、倫理
- ・協力型、参加型アプローチの推進
- ・あらゆる交流における対話、開放性、相互作用
- ・適応性、柔軟性

(倫理および研究)

所有権：

個人および集団が保有している情報に適した原則。すべてのデータおよび収集したその他の情報は必ず、当該研究に参加した先住民族のコミュニティ、村、機関、および当該研究に参加した先住民族個人に返却する。

管理：

研究プロセスの各段階においてファースト・ネーションのメンバーの参加の必要性を強調する原則。

研究参加者にしっかりと情報を伝達し、研究参加者が必要に応じて研究目標を再設定できるようにする。

科学コミュニティ（学術機関の研究者らで構成）および文化コミュニティ（先住民族のコミュニティ、村または組織に所属する人材と専門家で構成）と緊密に連携する。

アクセス：

あらゆる情報やデータを閲覧できる権利を認める原則。

文明博物館に保管されているデータや情報の共有を奨励する。

占有権：

所有権の承認と保護を徹底させる原則。

各パートナーの役割と責任を規定した取り決めを通じて連携を正式なものにし、個人に同意書を提供する。

さらに、倫理的な研究枠組みの存在がグループによって異なる可能性があることを

考慮して、文明博物館は、実施予定のプロジェクト内容とそれらプロジェクトを実施する地域の状況に合わせて、独自の倫理的枠組み（同意書、画像と商標の使用を含む）を策定する。

【アベナキ博物館】

アベナキ博物館は、オダナク特別保留地に位置し、ファースト・ネーションであるアベナキ族の文化遺産の記録、保存、継承に力を入れている博物館である。この博物館は、1965年、アベナキ族の長老たちが宣教師と協力して創設したもので、ケベック州で最初の地域博物館である。

この博物館は、アベナキ族コミュニティの人びとと緊密に協力しつつも、現地のアベナキ族以外のコミュニティとも協力して観光客を誘致し、カナダ先住民ツーリズム賞をくり返し受賞するなど、地域の経済の発展に貢献している博物館である。博物館は、アベナキ族コミュニティの人びとの協議と協力によって展示コンテンツを作り上げたり、また、アベナキ族コミュニティの若者達が考古学のプロジェクトに参加することを助けたりなど、アベナキ族コミュニティの人びとが、かつての生活様式や、消失した動植物、失われた手仕事の技術についての知識などを再構築することに貢献している。

【ヒューロン・ウエンダット博物館】

17世紀前半、ヒューロン・ウエンダットの人々は、現在のオンタリオ州のジョージア湾の南にある地域におり、フランス人と毛皮取引をおこなっていた。彼らは4万人ほどで、約30の村に暮らしていた。しかし、飢饉、紛争、伝染病、くり返される移住などにより、1697年には約150人を数えるまでに減ってしまった。

この地域では、博物館の設立の際、ケベックの文明博物館とのコミュニケーションが、重要なステップになったという。博物館スタッフの全員が、組織の構築と運営を維持していくために必要なものについて理解する必要があったからだ。

また、博物館が所有する資料をウエンダットの人々に戻すことによって、ウエンダットの文化を反映した博物館にすることを目指したという。そして、先住民の展示ガイドが、自らの歴史を物語ることが重要だとしている。

また、展示準備の時には、地域の人々を訪ね、古い写真や資料などが残っているかどうか、また、それらを博物館の展示に借りることができるかどうかについて話し合うことが必要だったという。

国立の博物館との連携しながら、博物館スタッフが地域コミュニティとの関わりを強め、地域の博物館、文化センター、観光の拠点としてこの博物館を成長させてきたことがわかった。

③沖縄県宮古島における調査

沖縄県宮古島の狩俣では、アブンマと呼ばれる女性神役を筆頭とする神役組織によって共同体の祭儀が継承されてきた。共同体の起源神話に関わる歌謡が、女性神役によって歌い継がれてきたことで知られる地域である。ここでは、1990年代に入ると、神役を継承する人がしだいに減り、共同体の祭儀を従来通りにおこなうことができなくなっていった。

神役経験者が有する民俗知識は、後継者がいる場合はその人物へ引き継がれるが、後継者がいなくなっている現在、神役だった人の家族や研究者等に、神歌の歌詞や供物、祭儀の日取りなどをメモしたノートなどの一部が継承されているようである。当該地域の文化的記憶を保存・継承するような組織、システム、空間等は、地域コミュニティ内には形成されていない。また、地域の公的な博物館が、各共同体の神聖なことがらの伝承に関与するのは、困難な状況であるらしい。神役に関わる民俗知識は、誰でも知ることができるものではなく、その役を継承する人だけがそれを知る権限があると考えられてきたからである。

カナダやオーストラリアでは、性別や血縁関係等によりアクセスが制限される資料の場合は、それを保管している博物館は、伝統的なアクセス権を尊重して対応している。それにアクセスしてはならないものがアクセスすることによって、伝統的知識の担い手に精神的側面にダメージを与えることがないように配慮されているのである。アクセス権が制限される伝統的知識の保存管理を博物館が担う場合は、地域コミュニティとの信頼関係の構築が必須である。

④まとめ

オーストラリアやカナダの事例では、伝統的知識を保存・継承・発展させていくための人的・物質的交流のセンターの役割を博物館が果たしている。また、国立の博物館と地域の博物館とが連携し、伝統的知識の保存・継承・公開についての議論を全国的なネットワークを形成しながら高め、問題の解決をはかっている。

地域コミュニティの人々が、伝統文化に関する資料に再接続し、それらを保持する博物館との間に継続的な関係が作られるよう配慮されている。博物館やコミュニティが、歴史的なコレクションを効果的に活用できているのか、できていないのならば、そこにどのような問題があるのかについて検討され、問題解決がはかられている。

日本では、この問題についての議論はごく限られており、地域文化の保存・継承・発展のための博物館ネットワークの構築も充分とは言えない状況にあるのではないだろうか。日本の文化・慣習に合わせた伝統的知識

の保存・継承・公開の制度設計をはかっていくためには、歴史民俗系の国立・地域博物館のネットワークの構築を推進しながら議論を高めていくことが必要であろう。博物館と、伝統的知識の担い手である地域コミュニティの双方が、伝統的知識に関わるコレクションの管理と利用に、どのような権利と責任があるのか、という議論を深めていく必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内田 順子 (UCHIDA JUNKO)

国立歴史民俗博物館・研究部・准教授

研究者番号：60321543